

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊春日井駐屯地  
第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QHY10400010	4RSL1CW0001 0001						
品名 または 件名							
水質検査（1） ほか7件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり（一般検査 9項目）							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
8.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
春日井駐業				陸上自衛隊春日井駐屯地			
搬入場所				納 期 または 工 期			
業務隊管理科施設管理綾戸事務官 372				令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和6年3月4日（月）9時00分 春日井駐屯地会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 違約金について

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約条項について

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載しています。

### (3) 別紙のとおり

### (4) 落札決定方式

件名別の予定総価とするも契約締結は、入札単価×予定数量の単価契約とする。

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に登録手続きを完了した業者で、東海・北陸地区の「役務の提供等」D級以上の競争参加資格を有する者。
- (3) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について、入札参加者は、入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行うものとする。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基く指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 落札決定方法

- (1) 単価決定（消費税抜）
- (2) すべての品目について同等品は可とするが、同等品で見積もる場合は、入札日前日までに承認を受けるものとする。
- (3) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。（同価の場合は抽選決定）
- (4) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。なお、軽減税率を適用する物品については、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

## 3 仕様書及び入札書の配布

当会計隊事務室にて配布する。

## 4 入札及び契約条件

違 約 金：落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上、落札者が契約締結後その義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を徴収する。

## 5 入札の無効

- (1) 第1項で示した入札資格のない者の入札、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (2) 指定の時間に遅れた入札。
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。

(5) 入札書の内容の訂正に押印のないもの及び親金額の訂正

(6) 同一業者がした2以上の入札

## 6 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

## 7 契約書の作成

落札決定後、速やかに作成する。(契約金額が50万円未満の場合は作成省略)

## 8 公告掲示場所

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地、守山駐屯地、久居駐屯地、豊川駐屯地各会計隊ほか中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示してあります。

下記QRコードからでも閲覧が可能です。



## 9 その他

(1) 電信・電話、FAXによる入札は認めないが指定期日内の郵便による入札は可とする。尚、郵便入札の締切は入札日の前日までとする。

(2) 再度入札になった際は、別途通知する。

(3) 入札参加者は資格審査結果通知書(写)を入札日の前日までに郵送又はFAXにより提出する。

(4) 代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状を提出すること。(書式は随意)

(5) 市場価格調査にご協力ください。

(6) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地 陸上自衛隊春日井駐屯地

TEL 0568-81-7183

FAX 0568-81-9072

入札関係 担当：加藤 (内線377)



# 水 質 検 査

件 名	水質検査					
図 面	表 紙				図 番	1 / 4
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	工事企画	管 財	作 成
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班				令和6年 2月 日		

# 水質検査仕様書

## 第1章（基本事項）

### （目的）

第1条 本委託業務は、水道法第20条第1項に基づく水質検査及びその他の水質検査を目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地（以下「甲」という。）が委託する「給水栓水等の水質検査業務」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

### （業務の委託期間）

第3条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 第2章（一般事項）

### （法令等の遵守）

第1条 乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

### （秘密の保持）

第2条 乙は、業務の遂行状知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### （委託場所）

第3条 業務の委託場所は、春日井駐屯地内とする。

### （再委託の禁止）

第4条 分析機器の故障等の場合を除き、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。但し、分析機器の故障等の場合でも、再委託先を含め甲の承認を得ることとする。

### （手続き等）

第5条 業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担とする。

### （疑義について）

第6条 この仕様書に定めない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

## 第3章（業務内容）

### （定期水質検査及びその他の水質検査）

第1条 水道法施行規則第15条第1項に基づく給水栓水の検査（以下定期水質検査という）及び「プール水及び特定排水等及びレジオネラ菌群数」（以下その他の水質検査という）の検査については、下記のとおりとする（但し、第15条第1項の一.イの1日1回以上行う検査は甲が行い、委託契約に含まない）。

- 検査項目及び検査頻度  
別紙水質検査計画のとおりとする。但し、甲が計画の変更等を申し入れた場合甲、乙協議の上変更する。
- 採水日程  
別紙水質検査計画及び甲の指定した日とする。
- 採水地点  
甲の指定した場所とする。
- 試料容器の準備  
1) 乙は、後述のとおり提出した採取、試料取扱に関する標準作業手順書に従い、定期検査及びその他の水質検査項目に適した容器を用意する。  
2) 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。
- 採水方法等  
1) 乙は、甲の水道技術管理者若しくはその命を受けた者に採水の都度面会し、その指示のもと採水作業を行う。採水は、水質検査員の登録者が行う。（但し、特定排水等検査は除く）  
2) 停滞水を採取しないよう留意し、水質が安定してから採水する。  
3) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。
- 試料の運搬  
試料は、クーラーボックス等に入れ、あらかじめ冷凍した保冷材により氷冷し、破損防止の処置を実施し運搬する。

件名	水質検査	図番	2/4
図名	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班		令和6年	2月 日

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は12時間以内とする。  
なお、宅急便及び空路による搬送は行わない。

(臨時の水質検査)

第2条 水道法施行規則第15条第2項に基づく水質検査(以下臨時の水質検査という。)は以下のとおりとする。(但し、その他の水質検査は除く)

1. 検査項目  
検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。
2. 採水日時及び採水場所 甲乙協議のうえ決定する。
3. 試料容器の準備  
1) 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。  
2) 採水容器の洗浄は、乙の責任において十分に行う。
4. 採水方法  
1) 甲の水道技術管理者若しくは、その命を受けた者の立会を原則とし、水質検査員の登録者が採水する。  
2) 採水方法等は、状況に合わせ甲乙協議の上決定する。  
3) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。
5. 試料の運搬  
運搬方法は、第10条6に準ずる。ただし緊急を要するときは、検査機関まで2時間以内とする。
6. 検査の費用  
検査の費用は、定期水質検査とは別に発生する。定期水質検査に含まれる項目である場合はその単価を参考とし、無い場合は甲乙協議の上、臨時の水質検査の都度決定する。

第4章 (検査方法及び報告)

(水質検査等)

第1条

検査方法及び報告は、以下のとおりとする。

1. 水質基準については、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)により、定める。  
検査方法は、厚生労働省告示261号による。残留塩素については(平成15年9月29日厚労省告示第318号「一部改正平成17年3月11日厚労省告示第75号」)、水温については(上水試験方法(2011年版及び最新版)により行う。但し上記法令等の改正がある場合は改正後の法令に従い適切に検査を行う。また、その他の水質検査についても関係法令に従って適切に検査を行う。
2. 水温、残留塩素の測定は現場で行い、そのための計器、器具は乙が準備する。
3. 異常値の報告  
水質検査等の結果が水質基準を超えた場合や、基準値内であっても平常時の水質から逸脱し、上水や受水槽内等の異常が疑われる場合、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。
4. 再検査  
甲は、水質検査等の結果に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができることとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。
5. 器具類  
水質検査等に使用する器具類は、怨嗟に影響を与えないように洗浄したうえで使用する。
6. 結果書の作成  
結果書には検査結果及び検査方法を記載する。
7. 次年度検査計画の策定(但し、その他の水質検査は除く)  
乙は、当該年度及び過去の水質検査結果を精査し、水道法施行規則に従い次年度の水質検査計画を策定し、甲に提出する。
8. 春日井市提出資料の作成(但し、その他の水質検査は除く)  
乙は、甲が春日井市に提出する当該年度の報告のうち、水質検査にあたる部分を作成し甲に提出する。

(検査結果の信頼性確保)

第2条 乙は、各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

1. 検査体制の整備  
水質検査等の結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。
2. 作業記録  
乙は、実際の作業においても、標準作業手順書に沿った記録を行う。
3. 機器の整備  
乙は、分析に使用する器具、機器及び装置について、その使用について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅延なく受け、記録する。
4. 内部精度管理の実施  
内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に1回以上及び検査担当者を変更

件名	水質検査	図番	3/4
図名	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班		令和6年	2月 日

するごとに実施し、記録する。

5. 検査試料の保存及び破棄  
乙は、甲が検査結果を受領するまで検査試料を保管しなければならない。資料の破棄は、廃棄日を記録の上、標準作業手順書及び関係法令を厳守し乙が行う。
6. バックデータの提出（但し、その他の水質検査は除く）  
甲が必要と認めた場合、乙は遅延無く分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線及びクロマトグラム等を甲に提出しなければならない。
7. 乙への立入検査  
上記 1. ～6. の事項及び整備状況等を確認するため、甲は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。
8. クロスチェック（但し、その他の水質検査は除く）  
甲は、指定した給水栓水等についてクロスチェックを行うことができる。この場合は、乙は、甲が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、甲に提出する。

（提出書類）

第3条 乙は、以下の書類を提出する。

1. 提出書類一覧は以下のとおりとする。

名 称	提出期限等
水質検査日程表（定期及びその他）	契約締結後速やかに
水質検査員 登録者一覧	
緊急時の連絡体制図	
検査体制及び試料の採取、運搬に関する資料	
標準作業手順書（採取、試料取扱に関するもの）	
水質基準項目の検定方法及び報告下限値	
打合せ記録簿	必要の都度
水道GLP認定書（写し）	契約締結後 7 日以内に提出
ISO9001登録証（写し）	
内部精度管理検査結果	契約時点で最新のものを契約後速やかに
外部精度管理検査結果（暫定報告）	
水質検査の結果書（定期及びその他）	検査体制及び試料の採取、運搬に関する資料に示す期間内
次年度水質検査計画資料（その他の水質検査は除く）	契約期間内
市報告資料（その他の水質検査は除く）	契約の全検査完了後直ちに

2. 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。
3. 検査体制及び試料の採取、運搬に関する資料には、採取後の試料の保存方法、運搬方法及び所要時間、検査を行う場所、定期検査等の結果提出までの期間を記すること。
4. 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を提出する。
5. 内部精度管理検査結果及び外部精度管理結果については、新たに検査を実施した場合はその都度最新の結果を提出すること。
6. 次年度水質検査計画は、当該年度及び過去 2 年の水質検査結果を精査し、水道法施行規則に従い、甲と協議の上策定する。

（安全管理）

第4条 乙は、本委託業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講ずること。

1. 本委託業務遂行中、交通の妨害となる行為、又は、公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を計ること。
2. 本委託業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講ずるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

（その他）

第5条 本委託業務に必要な資料は、甲乙協議の上決定する。作業遂行上やもえず複写した場合作業終了後速やかに裁断後破棄する。

件 名	水質検査	図 番	4 / 4
図 名	仕 様 書	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班		令和 6 年 2 月	日



### 令和6年度 水質検査計画

番号	検査項目名	定期水質検査			その他の水質検査				
		水質検査(1) 一般検査 (9項目)	水質検査(2) 消毒副生等検査 (21項目)	水質検査(3) 全項目検査 (51項目)	水質検査(4) プール等水質検査 (3項目)	水質検査(5) プール水質検査 (1項目)	水質検査(6) レジオネラ検査 (1項目)	水質検査(7) 特定排水検査 (2項目)	水質検査(8) 排水検査 (1項目)
		検査日程(月)	検査日程(月)	検査日程(月)	検査日程(月)	検査日程(月)	検査日程(月)	検査日程	検査日程(月)
		4. 5. 7. 8. 10. 11. 1. 2	9. 12. 3	6	7	8	6	1回/7日	4. 7. 10. 1
1	一般細菌	●	●	●	○	○			
2	大腸菌	●	●	●	○	○			
3	塩化物イオン	●	●	●					
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●					
5	pH値	●	●	●	○	○			
6	味	●	●	●					
7	臭気	●	●	●					
8	色度	●	●	●					
9	濁度	●	●	●	○	○			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●	●					
11	クロロ酢酸		●	●					
12	クロロホルム		●	●	△				
13	ジブロモクロロメタン		●	●	△				
14	ブロモジクロロメタン		●	●	△				
15	ブロモホルム		●	●	△				
16	総トリハロメタン		●	●	△				
17	ジクロロ酢酸		●	●					
18	トリクロロ酢酸		●	●					
19	ホルムアルデヒド		●	●					
20	臭素酸		●	●					
21	塩素酸		●	●					
22	六価クロム化合物			●					
23	亜硝酸態窒素			●					
24	非イオン界面活性剤(下記注意1)			●					
25	鉄及びその化合物			●					
26	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			●					
27	鉛及びその化合物			●					
28	亜鉛及びその化合物			●					
29	アルミニウム及びその化合物			●					
30	銅及びその化合物			●					
31	カドミウム及びその化合物			●					
32	水銀及びその化合物			●					
33	セレン及びその化合物			●					
34	ヒ素及びその化合物			●					
35	マンガン及びその化合物			●					
36	フッ素及びその化合物			●					
37	ホウ素及びその化合物			●					
38	ナトリウム及びその化合物			●					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			●					
40	蒸発残留物			●					
41	陰イオン界面活性剤			●					
42	フェノール類			●					
43	四塩化炭素			●					
44	1, 4-ジオキサン			●					
45	シス1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・1-ジクロロエチレン			●					
46	ジクロロメタン			●					
47	テトラクロロエチレン			●					
48	トリクロロエチレン			●					
49	ベンゼン			●					
50	ジェオスミン			●					
51	2-メチルイソボルネオール			●					
52	過マンガン酸カリウム消費量				○	○			
53	プール水(総トリハロメタン群)				●(△印)				
54	プール循環水濁度				●				
55	プール水(一般5項目群)				●(○印)	●(○印)			
56	レジオネラ属菌検査(8ヶ所)						●		
57	特定排水全窒素							●	
58	特定排水全リン							●	
59	排水水N-ヘキサン抽出物質(下記注意2)								●

注意1 非イオン界面活性剤検査方法については、高速液体クロマトグラフ法によること。

注意2 鉱油類及び動植物油類の測定。

# 水 質 検 査 計 画 表

## 陸上自衛隊春日井駐屯地専用水道

番号	検 査 項 目 名	基 準 値	過去3年間の最高値	検査回数	標準的検査回数	検査回数を減らす理由	検査省略の理由	原水検査回数
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	12	12			---
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	12	12			---
37	塩化物イオン	200 mg/L以下	14 mg/L	12	12			---
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/L以下		12	12			---
46	pH値	5.8以上 8.6以下	7.2 mg/L	12	12			---
47	味	異常でないこと	異常でないこと	12	12			---
48	臭気	異常でないこと	異常でないこと	12	12			---
49	色度	5 度以下	2度	12	12			---
50	濁度	2 度以下	0.5度	12	12			---
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.46 mg/L	1	4	下記①による。		---
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L以下	4	4			---
21	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L以下	4	4			---
22	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.018 mg/L	4	4			---
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.002 mg/L	4	4			---
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.006 mg/L	4	4			---
29	ブromホルム	0.09 mg/L以下	0.001 mg/L未満	4	4			---
26	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.026 mg/L	4	4			---
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	0.008 mg/L	4	4			---
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L	4	4			---
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.003 mg/L	4	4			---
25	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	4	4			---
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L未満	4	4	基準値の変更		---
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.005 mg/L	1	4	下記①による。		---
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L	1	4	下記①による。		---
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.09 mg/L	4	4			---
34	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.06 mg/L	1	4	下記①による。		---
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001mg/L未満	1	4	下記①による。		---
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.14 mg/L	1	4	下記①による。		---
12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.02 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	9.6 mg/L	1	4	下記①による。		---
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	22 mg/L	1	4	下記①による。		---
39	蒸発残留物	500 mg/L以下	77 mg/L	1	4	下記①による。		---
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L未満	4	4			---
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
44	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
13	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
14	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
15	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	1	4	下記①による。		---
41	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001 mg/L未満	1	※			---
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001 mg/L未満	1	※			---

※藻類発生期月1回

### 記

- ① 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における検査結果が基準値の1/5以下であるときは年1回。  
【硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉛及びその化合物～ベンゼン】
- ② 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回。【塩化物イオン～濁度】
- ③ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況から検査を行う必要がないことが明らかな場合省略可。  
【カドミウム及びその化合物～フェノール類】
- ④ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)から検査を行う必要がないことが明らかな場合省略可。【四塩化炭素～ベンゼン】
- ⑤ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況、薬品、資機材の使用状況から検査を行う必要がないことが明らかな場合省略可。【鉛及びその化合物～銅及びその化合物】
- ⑥ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水、水源及びその周辺の状況(湖沼の藻類発生状況)を勘案し検査を行う必要がないことが明らかな場合省略可。【ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール】